



災害時要援護者台帳に登録して安全安心を

災害時要援護者台帳は、災害時の安否確認など、地域の中で活用していただくものです。台帳に登録して、災害時や日頃の安全安心につなげましょう。

災害時の安否確認や見守り活動に役立てられます



災害時要援護者台帳には、災害時に何らかの支援が必要な方のうち、個人情報の開示について同意をいただいた方を登録しています(令和3年8月現在9,417人)。

台帳に登録すると、この情報を民生委員・児童委員、自治会長などが共有し、災害時の安否確認などの支援に役立てられます。また、日頃の見守り活動にも活用されます。

※登録することで優先的に避難や援助を受けられるものではありません。

簡単に登録できます

対象となるのは、自宅で生活をしている方です(施設入所者は除きます)。 ※登録は任意です。

登録の対象者	手続きなど
①65歳以上の一人暮らしの高齢者の方 ②75歳以上のみの世帯の方 ③65歳以上のみの世帯で、要介護3から5の方がいる世帯の方 ④介護認定を受けている一人暮らしの方	民生委員・児童委員または長寿社会課へ ※新たに①または②に該当される方は、担当区域の民生委員・児童委員が10月29日(金)までに登録の案内(申請書の配布、台帳登録にかかる同意の確認作業、申請書の受理など)に伺います。
⑤身体障害者手帳1級または2級を持つ一人暮らしの方 ⑥療育手帳を持つ一人暮らしの方 ⑦精神障害者保健福祉手帳を持つ一人暮らしの方	障がい福祉課へ
⑧これらに準じる状態で援護が必要な方	健康福祉政策課へ

すでに登録している方で連絡先などの変更があったときは、民生委員・児童委員または各担当課へご連絡ください。

地域支援者について

申請書には、災害時に要援護者の支援を行っていただける近隣の方を記入する「地域支援者」欄があります。記入に関しては、原則としてご自身や家族の方が依頼し、必ず了解を得てください。

地域の皆さんへ

地域支援者の方に義務や責任を課すものではありません。依頼を受けた際には、共に助け合う精神をご理解いただき、ご協力をお願いします。

